ふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館指定管理者選定委員会設置要綱

（設置）

第１条　ふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館の管理運営について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者に行わせるに当たり、船橋市都市公園条例（昭和３９年船橋市条例第４２号）第１１条及び船橋市環境学習館条例（平成２８年船橋市条例第１８号）第４条の趣旨に基づき、公平かつ適正に選定するため、ふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は次に掲げる事項について審議し、指定管理者候補者を選定し、その結果を市長に報告するものとする。

⑴　ふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館の指定管理者候補者を選定するに当たっての選定方法及び指定管理者評価基準を決定すること。

⑵　指定管理者評価基準に基づく事業計画書等の提案内容についての評価、及び指定管理者候補者の選定に関すること。

　⑶　その他、指定管理者候補者を選定するに当たり、市長が必要と認める事項。

（組織）

第３条　委員会は、７人以内をもって組織する。

２　委員は、識見を有する者等及び市職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

３　委員が指定管理者に応募した法人その他の団体について、当該団体の代表その他意思決定に参画する立場又は重要な経営方針等について知りうる立場にある等利害関係を有するときは、委員の職を失う。

（委員長等）

第４条　委員会に委員長を置く。

２　委員長は、委員の互選により定める。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　委員長が欠けた場合又は委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

５　委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会議の開催等）

第５条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

４　委員会の会議の公開は、船橋市情報公開条例（平成１４年船橋市条例第７号）第２６条の定めるところによる。

（災害補償）

第６条　委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和４２年船橋市条例第３３号）の規定に準じて補償するものとする。

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、建設局都市整備部公園緑地課において処理する。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

　（書面開催）

第９条　委員長は、必要と認めるときに、書面により議事の可否を委員へ求め、その結果を議事の決定とすることができる。

２　書面開催とする場合、要綱第５条第２項中の「委員の半数以上が出席しなければ」を「委員の半数以上の書面による回答」と読み替えるものとする。

（廃止）

第１０条　この要綱は、第２条に規定する報告をもって廃止する。

附　則

この要綱は、令和３年４月２８日から施行する。